

米子市観光コンテンツ造成等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）

第5条第2項の規定に基づき、米子市観光コンテンツ造成等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たな観光コンテンツを造成し、又は既存の観光コンテンツについてその魅力を向上させる事業を行う市内の事業者を支援することにより、本市の観光地としての魅力を高めて観光客の増加を図り、もって本市の観光振興及び経済の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に店舗、事業所等を有する事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 観光客に十分に対応することができる規模の事業を営んでいること。

(2) 観光コンテンツの提供について、次に掲げる要件に該当すること。

ア 観光コンテンツを継続して提供する事業計画（単年度限りの取組を除く。）を有すること。

イ 観光コンテンツの多言語化に対応すること（外国人観光客向けの観光コンテンツを造成する場合に限る。）。

(3) 市が実施するヒアリング（造成した観光コンテンツに対する反響、課題等に関するもの）に協力すること。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光誘客を目的として行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 体験型又は見学型の観光コンテンツ（土産物を除く。）を新規に造成する事業

(2) 既存の体験型又は見学型の観光コンテンツ（土産物を除く。）について、その魅力を向上させるための事業

2 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下この項において同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない理由により市内の中小企業者等への発注が困難であると市長が認めた場合については、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 消耗品費

(2) 印刷製本費

(3) 修繕料

(4) 広告料

(5) 手数料

(6) 筆耕翻訳料

(7) 委託料

(8) 工事請負費

(9) 備品購入費

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額とし、20万円を上限とする。）を限度として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(補助金の交付等)

第7条 本補助金の交付の決定を受けることができる回数は、一の補助対象事業者につき、1回に限るものとする。

2 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 市長は、補助対象事業者が正当な理由なくこの要綱に定める事項を遵守せず、又は法令等に違反する行為をしたと認めるときは、本補助金の交付の決定を取り消すものとし、既に本補助金が支払われているときは、当該補助対象事業者は、これを返還しなければならない。

4 本補助金の交付を受けて実施をしようとする事業について、国、県又は本市以外の市区町村その他の団体から助成金その他の金銭の交付を受けている場合には、当該事業は、本補助金の交付の対象としない。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、令和7年9月30日までに、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 市税等納付確認同意書(別記様式第2号)

(2) 米子市観光コンテンツ造成等補助金実施計画書・事業収支予算書(別記様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、同項の申請の内容が適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定をするものとし、当該申請をした者に対し、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 前条の規定による本補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に米子市観光コンテンツ造成等補助金実績報告書・事業収支決算書(別記様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 補助対象事業者への本補助金の支払は、規則第19条第1項の規定により確定した額をもって行うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。